

小竹町空き家バンク実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における空き家の有効活用を通し、空き家の発生や増加を抑制するとともに、地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する居住の用に供する建築物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合した併用住宅を含む。）又はこれに附属する工作物で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は居住しなくなる予定のもの及びこれらの敷地であるものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により空き家の売却及び賃貸を行うことができる者であること。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 空き家バンク 前号の所有者から提供を受けた当該空き家に関する情報を登録し、本町への移住又は定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、小竹町空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録)

第4条 空き家の所有者が、小竹町空き家バンクへの登録を希望する場合は、物件ごとに小竹町空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）及び小竹町空き家バンク物件登録承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申請があった場合には、申請内容等を慎重に審査し、当該物件が登録物件として適当であると認めるときは、速やかに小竹町空き家バンク登録台帳（様式第3号）に登録し、小竹町空き家バンク物件登録完了通知書（様式第4号）により、所有者に通知するものとする。
- 3 小竹町空き家バンクに登録できる空き家は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者（以下「宅建

業者」という。)と契約している物件であること。また、契約していない物件である場合は、小竹町官民連携空き家等流通促進実施要領（令和元年小竹町告示第9号。以下「要領」という。）における同意書を提出し、当該物件の媒介を行う宅建業者を登録業者名簿から選定した時点において、小竹町空き家バンクへの登録が完了したものとみなす。

- 4 要領第11条第1項の規定により登録された空き家は、小竹町空き家バンクにも登録されたものとみなし、福岡県版空き家バンクのサイトより、小竹町空き家バンクへ連動させることができるものとする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに小竹町空き家バンク物件登録事項変更届出書（様式第5号）により、町長に届出なければならない。

（空き家に係る登録抹消の届出）

第6条 町長は、第4条第2項の規定により登録した空き家が次の各号に該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに当該登録者に小竹町空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 登録者から小竹町空き家バンク物件登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権に異動があったとき。
- (3) 物件登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家情報の公開）

第7条 町長は、空き家の登録情報のうち、物件概要及び空き家バンク登録申請者が契約している宅建業者名等を町のウェブサイト等に掲載し、公開するものとする。

- 2 公開された物件についての問合せについては、空き家バンク登録申請者が契約している宅建業者が対応するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第8条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約等については直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報保護）

第9条 第4条第2項の規定による小竹町空き家バンクの登録台帳に保有する

個人情報の取扱いについては、小竹町個人情報保護条例（平成16年小竹町条例第23号）の定めるところによる。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、小竹町空き家バンク制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。